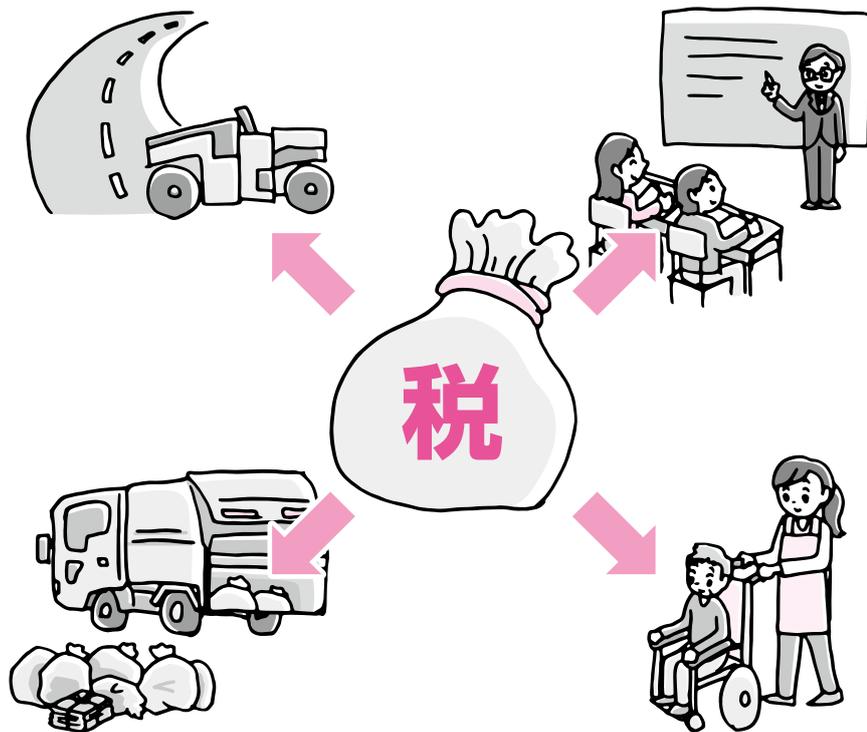


市税などの滞納に対する取り組み

財源と公平性を保つために

市税は皆さんの暮らしをより良くするために欠かせないものです。市では、市民サービスのための財源を確保し、期限内までに納付している市民との公平性を保つため、滞納の解消に向けたさまざまな取り組みを行っています。



市税は市民サービスを提供するための財源です

市民の皆さんが納付している市税(市民税・固定資産税など)は、福祉や保健など、さまざまな市民サービスを提供する上で欠かせない財源です。

滞納は財源の不足を招き、市民生活に支障をきたすほか、期限までに納付している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。そのため、市では、滞納額の削減と徴収率の向上に向けて取り組んでいます。

過去3年度分の市税の徴収率と収納額(一般会計分)の推移は図1の通りです。

さまざまな方法で支払うことができます

納付については、インターネットを利用したクレジットカードでの納付やスマートフォン決済アプリを利用した納付など、納付する手段を増やして利便性の向上に努

滞納者には差し押さえます

めています。また、納め忘れがない口座振替をお勧めしています。

市税などが滞納となり、督促状の送付や催告で納付を促しても納付されない場合や、完納が見込めない場合は財産を調査し、給与、預貯金、自動車、不動産などを差し押さえることとなります。

職員が自宅や事務所を捜索し、現金や自動車、宝飾品などを差し

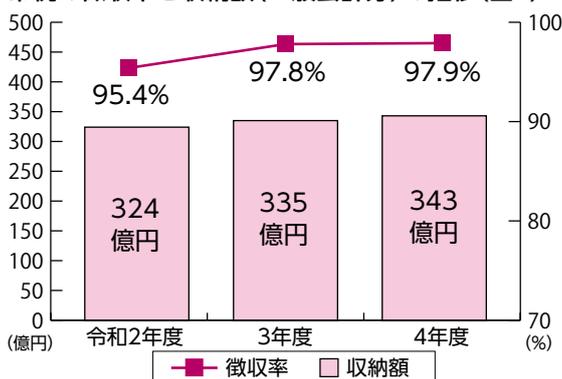
納付が困難な場合は

押さえる場合もあります。差し押さえられた財産は換金され、滞納している市税に充当されます。過去3年度分の差し押さえ件数は図2の通りです。

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に市税などを納期限までに納めることが困難な場合は、生活状況などを聞き取り、税金の徴収や差し押さえた財産の換金を猶予する制度を設けています。納付が困難な場合は、必ず納期限までに納税課(市役所2階)に相談してください。

※くわしくは同課(☎20・1519)へ。

市税の徴収率と収納額(一般会計分)の推移(図1)



差し押さえ件数(図2)

(単位: 件)

| 項目 | 令和2 | 3 | 4 |
|-------|-------|-------|-------|
| 預貯金 | 891 | 1,267 | 1,370 |
| 給与 | 392 | 409 | 391 |
| 国税還付金 | 37 | 9 | 4 |
| 不動産 | 18 | 10 | 8 |
| そのほか | 171 | 170 | 186 |
| 合計 | 1,509 | 1,865 | 1,959 |